

# 中国伝統法における「孝」文化要素の研究

林 明

一	はじめに	20
二	孝文化の定義と歴史の変遷	20
	(一) 孝文化の概念の定義と基本的な内容	20
	(二) 孝文化の歴史の変遷	21
	1 孝觀念から孝道文化の形成まで	21
	2 孝道の理論化	22
	3 孝道の政治法律化	22
	4 孝道文化の異化（道具化）	23
三	孝文化の法的伝達手段——孝治の法律化的表現	23
	(一) 孝に基づいた関連する法律制度	24
	1 「察孝孝廉」の官吏選抜制度	24
	2 親族間で犯罪を隠避する制度	24
	3 「存留養親」制	24
	4 五服制	25
	5 血讐習慣と規制	25
	6 高齢者の刑を免除する原則	25
	7 訴訟制度における卑属幼若者に対する制限	26
	(二) 「不孝は罪になる」という規定と処罰	26
四	中国古代の孝道が法律化した原因の分析	26
	(一) 生産方式と社会構成が孝法融合の基礎	27
	(二) 孝法融合は君父一体の倫理政治の需要を実行する	27
	(三) 孝と法融合に理論的な支持を提供した儒家の法律観	28
五	孝道文化の社会的影響と機能	29

(一) 法執行機能 .....	29
(二) 社会を安定させる機能 .....	29
(三) 文化的教化をする機能 .....	29
(四) 家庭を調和させる機能 .....	30
六 孝文化の現代的变化——再び中国の国情に合致した孝文化を作り上げる …	30

## 一 はじめに

孝文化は中国伝統文化の重要な部分で、儒家政治および倫理道德の最も基本的な要求と価値標準として、道德教化の一番の選択である。孝文化は中国伝統的文化の分野で核心の地位を持つ、親子の間の倫理道德規範と価値観念を代表しているだけではなく、政治、哲学、社会、倫理、法律、宗教などのいろいろな面の意義も含まれる。

孝文化と法律文化の関連性の研究は中華法系の倫理法治的な特色を理解し把握することで一つの重要な切り口であるから、孝文化の法的歴史変遷、すなわち古代孝道法律化および孝（道）と法（律）が融合する歴史的原因を考察することが本稿の課題である。

## 二 孝文化の定義と歴史の変遷

### (一) 孝文化の概念の定義と基本的な内容

ある意味で中国の伝統文化は、孝文化と称することができる。われわれが通常孝、孝道、孝文化というところのものは実際には同じことの異なる側面の表れ方であり、それぞれ逐次並行し、または相反し進行する関連性をもつ。孝の最初の意味は「両親を大切にすること」である。孝は孝意識、孝観念と孝行為によって構成されて、家庭では下の世代の者が年長者との関係を扱うときに持つべき道德の質と、遵守しなければならない行為規範である。孝道が強調するところのものは孝の理論的な面であって、それは複合概念であり、文化の意味もあれば制度的な礼儀もあって、親を尊敬し、孝養を尽くし、病を見舞い、身を立てること、直言・諫言すること、大往生を遂げさせ

ることなどの内容が包含される。そうして、孝文化は孝に関するすべての思想理論、法律、制度、行為規範、民俗風習などを包含する内的な社会現象である。文化的な景観、歴史故事、伝説、民間風俗、文学、芸術、教育、道徳の修養、審美的な情趣なども含まれている。そうして孝で「国を」治めること、ただちに、親子の間の倫理道徳と価値概念とを代表したことのほかに、古代の政治、社会、法律、教育などさまざまな方面に影響を与えて実施されて、国を統治する重要な政治的方法になった。

一般的に、伝統孝道の内容は主として父母を扶養することと思われる。特定の親子関係と家庭における老人の地位によって、中国社会には独特の「フィードバック・モデル」を形成した。すなわち、子供が独立した能力を持つ前には、父母が子女を養育する責任を負う。父母が年をとったならば、その子女は父母の扶養を尽くすべき義務がある。儒家は孝文化を提唱し、このような肉親の情と倫理義務を不断に宗族、郷里、社会、国家に広めることを鼓吹奨励する。同時に、敬老の精神をさらに一步発展・展開させて、家族中のすべての老人を尊者とする。「老者は私の老者であり、もって他人の老者に及ぶ」という思想を根底として、家庭の中にある老者を再拡大して尊重することから、社会に存在する老者を尊重することに到らしめ、他人が老者を尊重することと把えて、社会の人々が自分の父母を尊敬することだけではなく同じ気持ちで他人の父母を敬愛することを要求するのである。

## （二）孝文化の歴史的変遷

### 1 孝観念から孝道文化の形成まで

人の観念として、孝は、血縁関係が明確になった氏族社会の後期に現れたはずである。文献が証明するところによれば、孝の最初の意味は尊祖敬宗を指し、両親と年長者が生育扶養することに感謝し、崇敬と哀悼の気持ちを表現するために、「追孝」「孝享」「孝祀」という概念が順を追って現れた。文献の記載からみると、西周から春秋時代までの孝は内容として尊祖敬宗であって、祭祀は孝を尽くす主要な方式である。古代の人民の祭祀活動の主要な対象は天であり祖先であって、祭祀儀式が次第に礼となっていったように、祭

祀に内在する内容は孝を為すことに体现される。西周の基本的な行為規範（徳礼）と宗法倫理の価値観念の内在的関連性と統一とは西周時期の社会の上部構造の二つの支柱である。

## 2 孝道の理論化

春秋以降、混乱と変革の時期にはいつていった。宗法制度の崩壊と同時に西周の孝道も動揺し、このような背景のもとで孔子は仁の思想を使って商周以降の孝道を補充し修正して、発展させる。孝は物質的に両親を「扶養する」だけではなく、もっと重要なのは内心から「畏敬する」ことを強調し、孝の思想の領域を高めた。「仁」の普遍的な原則を全社会で実現するためにも孝から始めなければならず、「孝が仁の根本である」。孝の社会政治の意義を始めて提出されたのも孔子であり、父親に対して孝行する者は必ず君主に忠実をもって仕えんとする、いわゆる「慈しみ深く孝行を行う人間は必ず忠である」とする。孔子は「仁」と「孝」、「孝」と政治とを緊密に結合し、孝は儒学思想のシステムの起点と基本たらしめた。

さらに孝道思想を一步理論化して、漢代に孝を社会と政治に実践したのは戦国後期の「孝経」であり、全面的で系統的に儒家孝道の基本的な理論ならびに孝道およびその政治的関係、そして孝を実行する方法などを述べ、これをもって孝道は天下を統治する上で崇高な地位を持った。「孝経」は孝道文化の内容をいっそう充実させ、儒家孝道理論の改造の完成を示すことになった。

## 3 孝道の政治法律化

中国の歴史の中で、漢代は「孝が天下を統治する」ことにおいて顕著であり、孝の思想は漢代の社会、政治生活のあらゆる面へ浸透し始めた。総体的に見れば、孝道文化の発展は漢代に至って以下の特徴が現れた。まず、孝道理論の綱常化。すなわち、孝を「三綱五常」という封建道徳の総則に入れた。次に、孝道理論の論証が神秘化した。董仲舒は「陰陽五行説」「天人感応学説」で孝を解釈した。孝は神秘的な色彩を持っていった。最後に、孝道の政治化と実践である。この点は漢代の孝文化の進化過程において一番の特徴を表す。「孝経」は漢代で特に重視され、経学上の地位を確立した。家族の関係を維持

する孝の理論が封建統治思想の重要な部分となった。漢代に「孝で天下を統治する」方法が後の各時代に社会統治システムを建立するためのモデルを提供した。

#### 4 孝道文化の異化（道具化）

文化は教化の隠喩の性質をもっているから、いったん支配階級の利益と一緒になれば、統治の道具に異化する。一般的に伝統文化は発展の過程で異化の過程を経験するが、これは文化的道具化の必然の結果である。歴史的な脈絡から、孝文化が体系性を備えて初めて社会で広汎に認められた後、統治者は孝文化の機能に注意を払い始め、統治階級の利益を守る道具としたことをわれわれは見る事ができた。封建時代の中後期、孝文化は徐々に本義から離れていった。この時の孝はさらに「移孝于忠」、「忠君尊王」と解釈され、甚しきは「君主は臣に死を命ずるならば、臣は敢えて死を恐れてはならず、父親が息子に欲するならば、息子は敢えて死を恐れてはならない」という愚忠愚孝的な絶対化の原則さえも提出された。「二十四孝」はこの時期に形成され、数多くの書物が出版されて、孝文化発展の一つの必然的な結果となった。「孝経」から「二十四孝」までどちらの孝の根本内容も子孫が両親や目上の人の命令に絶対的に服従することとなり、孝文化は極端化か神秘化し、愚昧化して、政治遂行システムに組み込まれていった。

総じて言うならば、孝道は商周の初期の「孝を求め」「孝を分かち合い」「扶養する」ことから、儒家の素朴な「父親は慈しみ、子は孝行し」、「目上の人を敬う」に至り、再度漢唐以降の「孝で天下を統治し」、「孝から忠に移行する」に至って、古代孝文化が作り出したものは変化に満ちた何段階もの重要な段階となったのである。

### 三 孝文化の法律的伝達手段——孝治の法律化的表現

孝道文化が一旦、社会政治統治の需要と倫理精神の基礎になるや、法律との調整範囲に組み込まれ、立法の対象と主要内容になり、古代法的な立法原則、法律条文および司法制度に深刻な影響を与えることとなる。孝道の法

律的表現は夏商の時にはすでに出現していたが、孝道は広汎な法制上の実践を徐々に進めて、一連の制度を形成し、両漢時代には法律の儒家化がまさに開始されたのであった。

### (一) 孝に基づいた関連する法律制度

#### 1 「察挙孝廉」の官吏選抜制度

これは主として漢代官吏の選抜が「察挙」制度として実施されたが、漢の高祖十一年に施行された『求賢詔』がこの制度を設立した。察挙の基本的基準が明確に規定するのは倫理道徳と「孝廉」であったが、これをもって各級の官吏を選抜し、「孝廉」を確立することをもって各級統治機構の一定割合を占めることとした。孝行を顕彰鼓舞するために、官吏選抜制度に「孝廉」等の科目を創設して、郡主はその所轄する地域に所属する吏民の中から推挙することにより、孝悌にして清廉なものを中央政府に推挙して中央政府によって任官し、官職を授け、孝廉なる官吏選抜の察挙という行政法領域への孝道の進入がすでに規定されていた。

#### 2 親族間で犯罪を隠避する制度

安定した倫常秩序に基づいて、古代刑律は親族相互に犯罪を隠避する制度を実施した。すなわち、一定の範囲の親族の間で、お互いに犯罪事実を隠避し証明することをしないと規定して、その法律上の責任を免除ないし軽減し、逆にそれをもって罪として論ずるというものであった。この原則は前秦の儒家の孝観念に起源をもつ原則である。孝の内部にその一つを涵養し「親族内で相互に隠避することは、「法を犯すことにならない」と主張して、父子相互で隠避することを提唱した。歴代の法律は政治権力統治に危険を及ぼす謀反大逆以外に、これに関する詳しい規定がある。

#### 3 「存留養親」制

これは家族血縁関係と孝道との間に生まれた他の重要な法律原則である「十惡」以外の犯罪は、すでに死罪を犯していた場合であっても、老疾の両親を扶養しているのであれば、その執行を猶予する。晋代には死罪を犯していても老疾親を扶養するために特に死刑執行を免じられたものもあり、北魏時代

以後、「存留養親」の規定がある。明清時代に至るまで、ずっと、これは上に示したとおり減刑、執行猶予、刑を免除する原則となり、孝道原則は法律実践のなかにあってそれを直接に体現するものであった。

#### 4 五服制

古代の一般家族は父子、祖父と孫、兄弟またはおじとおい、およびその妻妾からなる生活共同体である。家族内における父系本家親族は一般に九世を限度として、父系本家の九族を除く男子ごとに母系妻族といった親族関係を包含して上下左右が交錯し、複雑で錯綜している。晋律より始まって、法律は斬衰、齊衰、大功、小功、緦麻という五種喪服〔五服〕の制によって尊卑を明らかにした。五服制度の法律上の意義は、民事法関係の根拠（例えば民事法関係の扶養および扶養義務、遺産相続、婚姻範囲、親族優先権など）になり、刑事法上は家族内における尊属卑属間の相犯行為に対して同罪異罰や量刑の軽重を確定することにもなって、犯人を隠避容認した家族の連座範囲などに関する法的な基準となり、根拠となった。五服制が罪を定めることは孝道の体現であるとともに、年長者が近親にある卑属幼若の関係を越えて殺傷する罪は軽く、卑属幼若者が年長者に同罪を犯すと正反対に重くなった。

#### 5 血讐習慣と規制

孝悌観念の影響を受けて、父兄のために復讐（仇討）し、殺人を犯しても、常に死罪を免れることができる。復讐の問題は封建社会の時期には礼法にもとることとしては、ずっと解決されなかった。一般的には、東漢以後これは禁止されていた。しかし、儒家道徳は孝道から出発して、復讐を支持したために法律上の強行規定として基本的に完全には貫徹するに至らず、司法の中にあっても往々にして、復讐は孝の習慣によって容認された法になった。

#### 6 高齢者の刑を免除する原則

老人を尊敬し保護するために、西周には「悼耄不刑」という規定がすでにあった。漢代には八歳以下、八十歳以上的人是、誣告、殺傷で刑事罰を受けるべき場合を除いては、その他の犯罪行為はすべて刑事処分を免れた。その後の各（時）代は基本的に類似の規定を踏襲して矜恤原則を具体化して老人

に対応し、孝道的たることを標榜した。

### 7 訴訟制度における卑属幼若者に対する制限

孝道原則と「犯人を隠避する」制度に基づいて、歴代の法律では親族間の告発と直系親族間の起訴が禁止された。『唐律・斗詆律』で、子孫が祖父母、父母を起訴することを厳禁し、父母を告発する者は絞首刑になった。子孫が祖父母、父母が罪を犯したことを証することは許されなかった。このような訴訟に対しての制限は孝道原則を内包するものであって、子孫卑属が年長者を孝敬すべきことを体現するものであった。

#### (二) 「不孝は罪になる」という規定と処罰

古代の人々は孝道的尊崇と孝観念に由来することに対して古代倫理政治で重要な影響と地位を持っており、非常に古くから「不孝」を法律に内在する道徳規範たらしめた。古代法律で、「不孝」は一つの独立した罪名であるが、歴史上その内容は同じではない。先秦の歴史書籍で西周についての記載にあっては「不孝」「不友」「不悌」「不睦」等、宗法倫常に違背する罪名を随所に見ることができる。その中の「不孝」の罪は、これを最も重大な犯罪とされていた。

漢代から、「孝」は基本国策となって、空前の発展を遂げた。不孝罪は封建的刑律で徐々に一番重要な地位についた。唐宋以後の各代、不孝は「十悪」に入り、時代の発展に従って変遷を遂げたのも不孝の罪であった。

## 四 中国古代の孝道が法律化した原因の分析

道徳と法律は本質的に1つの行為規範であって、人々の行為準則であり、孝は儒家道徳と法律の基本原則であり、両者の性質、生み出す条件、機能(効果)、作用機制などの面で内在的な関係性がある。中国古代国家が形成された特徴は、家国合一の族姓形式である。家と国とが相い通じ、父と君主とが相い連携して、父権統治は君権統治の倫理基礎となり、これらすべてが不孝の罪となって、孝と法とが融合することの基本原因なのである。



### （一）生産方式と社会構成が孝法融合の基礎

中国古代社会組織の構成から見れば、家は社会の基層組織として政治、経済、教化などの多重的な機能を具有する。ある方面で家庭はすでに社会生活組織であり、同時に完結した社会経済組織であって、物質資料生産と消費および労働力生産の職能を果たしている。生産と生活用品は家庭内で、手工業と農業とを相結合した方式で生産してきたし、そうすることによって、家庭単位は独立した社会生産の単位になってきたといえる。さらに重要なことは国家機構は正常に運行する主要な経済と税財源となり、田租、戸賦、納税、兵役など各種の形式として表現された。他方で、家族組織にはいくつかの政治機能もあり、あらゆる戸籍、教化、郷社組織、賦役から薦挙などに至るまで家族組織と関連性のないものはない。族長・族有力者（族紳）はすでに家族の家長であると同時に、さらに政府の基層組織の官吏を兼任していたのであって、彼らは通常国家を代表し家族組織の宗法関係を利用して族集団に対して統治を実行していたのであった。このほかに、家族をいっそう教化し、訴訟をやめさせるなどの機能、そのほか、きわめて多方面で地方政府の作用が及ばないところにそれは及んでいた。

家族組織のこれら重要機能は、統治者をして必然的に万策を講じ、それらを強固ならしめ保護せしめることとなる。そのなかにあって、宗法倫理を利用することは一つの家族の中において、その紐帯を固く繋ぎ止め連携させることが通常の方法となっていたのは当然のことだった。その宗法倫理の核心が「孝」であり、このように「孝」は必然的に法律に体现されなければならず、その保護が家長の利益と家族の安定についての重要な内容を表したのであった。

### （二）孝法融合は君父一体の倫理政治の需要を実行する

中国古代の基本的政治制度は商周で宗法制、秦漢以後中央集権制になったが、「家天下」的、君主専制的、宗法等級的特性をそのすべての共通の性質として表現した。古代君主制度は宗法制度から、最初は宗族大家長の名分で政治権力を行使する。家国一体、政権と族権、政治関係は宗族関係とが交錯す

る同一の政体構成であり。「孝」は一種の紐帯または道具として、宗法等級と君主専制制度とを有効に維持し擁護した。同時に、中国の伝統政治は倫理政治の一種である。すなわち、政治は倫理的基礎の上に確立され、国を治めることと家を治めることの原理には相通じるものがある。こうすることによって、家庭道德関係の紐帯を固く繋ぎ止める「孝」は政治道德の「忠」になっていったのである。自ずと国家政治の手段と内容に就いたのは孝であったし、これが国家政体の上で反映した必然的結果として、倫理政治があった。これによって、社会的倫理の中心をなす者と政治秩序とを建立し整序して、孝と法とが結合して、このような政治体制と政治秩序とが有効に実行され保護されるに至ったのであった。

### (三) 孝と法融合に理論的な支持を提供した儒家の法律観

孝道を強調するために、先秦の儒家は多くの孝行標準を提出し、立法、司法の指導方針を作り出したが、彼らの価値判断は、法制の基本内容に直接の影響を与えた。儒家の法律価値観によって、まず、家族血縁関係と家族倫理は法律の出発点であり法的根源であった。次に倫理価値は法律価値、法制定、法内容、法執行すべてに代えて倫理的価値を必要とする点においてより高いものであり、宗法倫理道德の指導と制約を受ける必要があった。第三に、宗法倫理道德の核心としての「孝悌」は立法、法執行、法遵守の根本準則であり、法律価値の向かうべきところであって、およそ「孝悌」倫理と符合する言行は当然法律でも認められるべきであり、これに反することは犯罪行為に属する。儒家の認めるところ、道德だけでは「孝悌」を維持し擁護することができないのは明白であり、十分ではない。このために、必ずや諸法律の強制に訴えることにより、それが法律の儒家化に帰着していたこと、孝を維持擁護する法律内容が不断に出現したことは必然的な選択であった。

孝道原則が古代法制に対して持っていた影響の深さは法律の儒家化の過程と歩みを同じくする。西漢半ばから、儒家思想は封建立法と司法制度を支配することとなり、大量の倫理道德規範は孝道原則を包括し、各種形式をもって直接に法的性格が賦与され不断に法律へ入りこむこととなる。孝道原則は、

このような法律との融合過程にあって重要な位置を占め、儒家思想の助長促進作用がその重要な原因であったのは当然のことであった。

## 五 孝道文化の社会的影響と機能

伝統的な孝道は歴代の統治者、思想家の改造によって、その内容はすでに非常に豊かな倫理規範へ変化を遂げ、古代何千年の発展過程にあって国家と社会の調和と安定に重要な機能と影響を与えた。

### （一）法執行機能

中国に独特の民族文化は、普遍的に倫理と肉親の情や孝悌を重んじる心理的特徴を中国人にもたらし、それはつまり、孝道が法律制度の中に体现されているだけではなく、現代人の法律意識の中にも体现されていることを意味する。孝道の内容を示した倫理法は「法貴人情」を許容していることによって、相当に世俗的な性格で「情」「理」の風とを、持ち合わせ、普遍的に存在する家族倫理観念、孝道観念と、古代の権利観念を欠いた民衆がたやすく受け入れてきたものを実施過程で互いに組み合わせている。

### （二）社会を安定させる機能

孝道はそれぞれの階層で実行することができるから、全社会に共通する道徳認識と行為標準を持たせ、各階層の関係をこれによって協調させ、社会の基層組織を安定させ、人々が家で孝を尽くし、国に忠を尽くさせて、権威への服従と維持、社会政治の安定を促進した。

### （三）文化的教化をする機能

伝統的な社会教育で、国家の提唱と家庭の推奨によって、孝文化はそれらの中へ浸透し、これによって孝文化は生まれながらにして教化の意義を持ち、後代の思想家は孝道教育を非常に重視したが、その理論総括としての『孝経』は国民孝道の思想規範として教授されることになる。中国の伝統的な孝文化は歴代統治者の高い評価と知識人の賞賛を経て、人々の潜在意識に深く浸透し、人々にとっては一種の自覚的行為と道徳標準になった。

#### (四) 家庭を調和させる機能

孝は古来、家庭と世代の調和を促進する意味をもっている。それはお年寄りを扶養し、子供に配慮させ、お年寄りも子供も扶養される中国社会の基本準則を維持して、家庭に調和的雰囲気を作りだす。「家が調和すれば、すべてのことがうまくいく」という中国の諺がある。「すべてのこと」とはまずは農作業であるが、古代は農業社会であり、調和し安定した家庭は個別農業経済の生産作用を維持することに対して大切な意味を持っている。

#### 六 孝文化の現代的変化——再び中国の国情に合致した孝文化を作り上げる

言うまでもなく、長い間の封建社会で孝文化は統治階級および思想家たちが自分自身の必要性によって幾分か歪曲された内容を混ぜた。とくに宋と明の時代以降、孝道は理学家たちの宣伝と改造によって、その内容は異化され、子女や身分が低い人の基本的権利を犠牲にする道徳的ドグマ（教条）として信じられ、自由な個性と独立した人格および人間性を抑圧し、「愚直な」孝行為を道徳モデルとされた。しかし、欧米諸国の啓蒙思想がアジアに入ったことに伴って新文化運動すなわち五・四運動の時、伝統的な孝道は激しく批判された。この種の批判は時代的な合理性をもっていた。その後、半世紀以上、伝統的な孝道は中国にあって、ずっと封建文化の残滓とみなされ批判に遭い、零落し衰微することに至った。

しかし、現代の中国社会は、各方面に深刻な状況の変化がある中で、どのようにして伝統的な孝道文化のエッセンスと価値を発掘し、もう一度新たに解釈し、それを位置づけて変型し、利用するか、これは注目すべき課題である。

2011年8月24日の中国全人代（全国人民代表大会）常任委員会は『中華人民共和国老年人権利保障法』の執行状況を調査するレポート（報告書）が示す数字によって、中国の高齢化がスピードアップしていることを明らかにした。2010年11月1日までに中国の60歳以上の老人の数は1.78億人、人口の13.26%を占め、そのうち65歳以上の人口は1.19億人で、人口の8.87%を占め

る。中国は世界での唯一、老人の人口は1億を超える国となった。レポートの予測分析は2014年に中国の高齢者が2億を超え、2025年には3億に達して、2040年には老年人口の割合が30%を超えると指摘している。中国人は、個別に老人を扶養することから、徐々に社会で扶養することを受け入れる時を迎えているが、逆に社会サービスの需要と供給との間の矛盾が日を追うごとに突出してくることに直面せざるをえない。レポートによると、中国の老人介護ベッド数は老人総数の1.8%しかなく、先進国におけるそれが5%から7%までであることに比べると、一部の発展途上国の2%から3%という水準よりも低い。

この問題をどのように解決するか。どこの国であろうとも養老保障政策は、その国の社会的経済的、文化的環境を十分に考慮しなければならない。中国の国情、すなわち農村人口の基数が大きく、「裕福になる前に歳を取ってしまう」ことなどの事情に応じて、社会が老人を扶養すると同時に、家庭が養老保障するモデルに健全な発展則に回帰させ促進することが、わが国の社会経済の発展の段階における必然的な選択であり、家庭による扶養は孝文化の支持にたよることとなる。もう一度伝統的な孝文化を作りあげることが中国の老人扶養にとって現実的選択である。

中国は「富裕になる前に歳を取ってしまう」という状況にあって、人口の高齢化を迎えた。広大な農村には普遍的に施行される農村社会養老保険が存在せず、都市の低所得者にとって老人の扶養条件も非常に厳しい。膨大な数にのぼる老年人口を扶養する問題をどのように解決するか、これは21世紀の重大な戦略的任務の一つになる。わが国の、家庭による扶養を主とするモデルは何千年にわたって形成されてきただけでなく、国力と国情によって決められたところでもあった。中国の老人の70%以上はなお農村で生活し、大多数の高齢者の生活保障能力は比較的強く、絶対多数は子供の援助を受けて安らかに晩年を過ごす。

このような状況で、伝統的な道德文化を広く宣伝し、老人を尊敬して助け

る美德を積極的に提唱することは、わが国の高齢化問題の解決に対して非常に重要な現実的意義があるはずである。孝道を提唱し、孝文化の教育を普及して、父母を孝敬する普遍的な風潮を形成することは、家庭の調和と社会の安定を実現する最上の方法の一つである。もし将来、社会の発展が極めて高い水準に達したならば、扶養問題は国家と社会が解決できるけれども、親孝行、敬老など人間によって生み出される情感内容は時代を超越した普遍性と共通性を持ち、依然として発揚されるべきものである。

ともかく、孝の歴史の変遷過程を概観すれば、いかなる文化、とくに伝統文化には二重性がある、孝文化も例外ではない。孝の情感的な内容は、時代を超越した普遍性も共通性もある。私たちは伝統を維持することと、新たに創造することとを兼ね備え併せ持つべきであり、その実行にあたって適切な合理化を施してモデルチェンジを加えることによって現代の生活様式と結合すべきである。伝統的孝観念の内在的な合理性と普通性をもう一度詳しく観察し、幾千年にもわたる長い歴史をもつ封建的な殻を剥離するならば、その本来の原生的意義に回帰することも可能になる。同時に、孝道倫理に時代精神と新しい内容を賦与することも可能となる。制度のもっていた要素の導入を通じて、制度的倫理を構築し、再び作り上げることとなるが、このようにして一種の理性的な孝観念と新しい型の孝文化は、現代社会における高齢者の権利と利益を保障し建設することなどの面において、新しい積極的な作用を発揮することになる。